

一般社団法人 香川県作業療法士会 会長 様

香川県知事 浜 田 恵 造

「感染予防対策期」の対策について

5 月 25 日、新型コロナウイルス感染症にかかる特別措置法に基づく緊急事態宣言が、すべての都道府県において解除されたことを踏まえ、本県においても 5 月 26 日に「香川県感染警戒宣言」を解除し、今後の期間を「感染予防対策期」と位置付け、必要な対応を図っていくことといたしました。

4 月 7 日に、東京都など 7 都府県に緊急事態宣言が発令されてから約 50 日間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、県民の皆様あるいは国民の皆様が一丸となって、外出の自粛などのご協力をいただいたことが、緊急事態の解除につながったものと考えております。皆様の御協力に、心から感謝申し上げます。

皆様方のおかげをもちまして、ひとまず、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができましたが、この感染症に対しては、今後も、第 2 波、第 3 波に備えた長丁場の取組みが必要です。再び感染拡大を招き、今までの努力が無駄になることは避けなければなりません。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、社会経済に大きな影響を与えました。これからは、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持・回復させ、県民の皆様の暮らしと営みを守ることが求められています。

県といたしましては、これからの「感染予防対策期」において、県民の皆様には「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様には適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、これまでの自粛等の協力依頼を段階的に緩和しつつ、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えております。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染予防対策期における対策について」（別紙 1）について、貴団体の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底していること店舗等の事業所に掲示して、利用者に周知していただくための掲示内容の様式（別紙 2）を作成しましたので、御活用ください。

様式ダウンロードページの URL:

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/wjqohf200526172044.shtml